

# 2018 年報



公益社団法人  
北海道国際交流・協力総合センター  
HIECC／ハイエック

# CONTENTS

■北海道国際交流・協力総合センター	
〔「HIECC（ハイエック）」の歩み	1
■組織	2
■顧問・役員	3
〔平成 29 年度事業概要〕	
■理事会・通常総会の開催状況	4
■国際相互理解の推進	5
1 講演会、シンポジウム等の開催	
(1) 国際理解講演会の開催	
(2) 北方圏講座の開催	
(3) 国際シンポジウム・セミナーの開催	
2 国際関係情報の収集・提供	
(1) 調査研究・資料収集事業	
(2) 国際情報ネットワーク事業	
(3) 季刊誌「Hoppoken（北方圏）」の発行	
3 海外派遣研修	
(1) 海外派遣事業	
(2) 高校生・世界の架け橋養成事業	
4 多文化共生の推進	
(1) 多文化共生ネットワーク	
連携推進協議会との連携	
(2) 多文化共生の取組	
(3) 北海道多文化共生アワード（表彰事業）	
■国際交流の推進	17
1 諸外国との交流の実施	
(1) 日中青年交流事業	
(2) 日韓スポーツ交流	
(3) 韓国青年訪日団受入事業	
(4) 北海道外国訪問団受入<南米圏交流>	
(5) カルチャーナイト 2017 における国際交流	
2 留学生受入れの促進	
(1) 留学生に対する修学支援の実施	
(2) 大学プロモーションの実施	
(3) 留学生等地域交流の実施	
3 海外移住者への支援	
(1) 留学生の受入れ<南米圏交流>	
(2) 道人会活動の支援<南米圏交流>	
4 各種交流事業への助成	
(1) 国際交流事業資産による助成	
5 地域・諸団体との交流	
(1) 国際交流地域懇談会の開催	
(2) 実行委員会事業の推進	
(3) 在北海道外国公館・通商事務所等協議会の運営及び事業の実施	
■国際協力の推進	26
1 国際協力機構（JICA）研修事業への参画	
(1) 研修事業の実施	
(2) 草の根技術協力事業の実施	
2 海外からの研修員の受入れ	
海外技術研修員の受入れ	
(南米圏域交流)	
3 国際協力情報の収集・提供	
国際協力情報紙「あい」の発行	
〔資料〕	
■ 平成 30 年度 収支予算	
平成 30 年度正味財産増減予算書	30
■ 平成 29 年度 収支決算	
平成 29 年度正味財産増減計算書内訳表	32
平成 29 年度貸借対照表	34
■ 平成 29 年度来訪者	35
■ 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款	36
■ 北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧	40
■ 道内外外国公館／道内名譽領事館	42
■ 在日大使館	43

# HIECC（ハイエック）の歩み

## 北方圏構想と北方圏センターの設立

昭和 46（1971）年、北海道開発の長期的な指針としてスタートした「第三期北海道総合開発計画」（～昭和 52 年）に「北方圏構想」が初めて盛り込まれました。北方圏構想の目的は、北海道と似た積雪寒冷の気候風土の中で、高い文化を培ってきた北米・カナダ・北欧諸国などとの交流を通じ、北海道の産業経済・生活・文化の向上を図り、北国の風土に根ざした北海道らしい地域づくりの推進を目指すものでした。この構想は第三期総合計画と同時に設立された「北方圏調査会」が母体となり推し進められ、昭和 47 年（1972 年）1 月には社団法人としての認可を受け、更に昭和 51（1976）年 11 月には「北方圏情報センター」を併設しました。上記 2 団体を発展的に改組した結果、昭和 53（1978）年 4 月に「社団法人北方圏センター」を発足し、以来、北方圏交流を主軸としたシンクタンク機能・データバンク機能・エクスチェンジ機能を持った全国でもユニークな国際交流団体として、広く事業を展開してきました。昭和 53（1978）年 7 月には「財団法人北方圏交流基金」を設立し、主に民間の北方圏交流事業を支援してきました。

## 国際交流・協力活動の拡大

1990 年代以降グローバル化が急速に進展し、国際社会の相互依存関係が一層強まるとともに、地域に対しての国際協力への期待が高まりました。北方圏センターは、北方圏地域との交流を継続しながらも、平成 7（1995）年 6 月に定款を一部変更し北方圏以外の地域に対して活動範囲の拡大を図りました。それを受け、平成 8（1996）年 4 月には、国際協力機構（JICA）が途上国の技術研修員を受け入れるために設置した「国際センター」（札幌・帯広）の管理運営業務を受託するとともに、北海道庁所管の技術研修員の受け入れも開始しました。平成 10（1998）年 3 月には自治省（現総務省）より都道府県・政令市に 1 団体のみ指定される地域国際化協会に認定され、北海道の国際交流・協力の総合的かつ中核的な役割を担うこととなりました。平成 10（1998）年 4 月に北海道青年婦人国際交流センター、平成 18（2006）年 7 月に（財）北海道海外協会、平成 22（2010）年 4 月に（社）北太平洋地域研究センター（NORPAC）をそれぞれ統合しました。

## 国際活動の総合的な拠点として

平成 20（2008）年に設立 30 周年の節目を迎えて、北方圏センターの今後の方向性を検討する「あり方検討委員会」を設置し「あり方検討報告書～時代に即した活動をめざして」をまとめ、その中で北方圏センターを北海道における国際活動の総合的拠点と位置付けることとなりました。

平成 22（2010）年 5 月、通常総会において「北方圏交流基金」を「国際交流基金」に名称変更し、これまで北方圏に限定していた助成対象地域を全世界に広げました。また、学生等会員制度を新設し、会員の拡大を目指しました。

## 公益社団法人への移行

平成 23（2011）年 5 月の通常総会で、公益社団法人移行のための定款変更等が承認され、社団法人北方圏センターは、北海道知事からの認定を受け同年 8 月 1 日に公益社団法人に移行しました。同時に「社団法人 北方圏センター」を「公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター」（Hokkaido International Exchange and Cooperation Center）に改称し、「HIECC（ハイエック）」の略称で新たなスタートを切りました。

現在は、公益社団法人としての社会的責任を果たしつつ、世界各国との国際交流・協力活動を通じ、豊かで活力ある地域社会の実現を目指しながら、積極的に事業を展開しています。

### 北海道国際交流・協力総合センタ一年表（略）

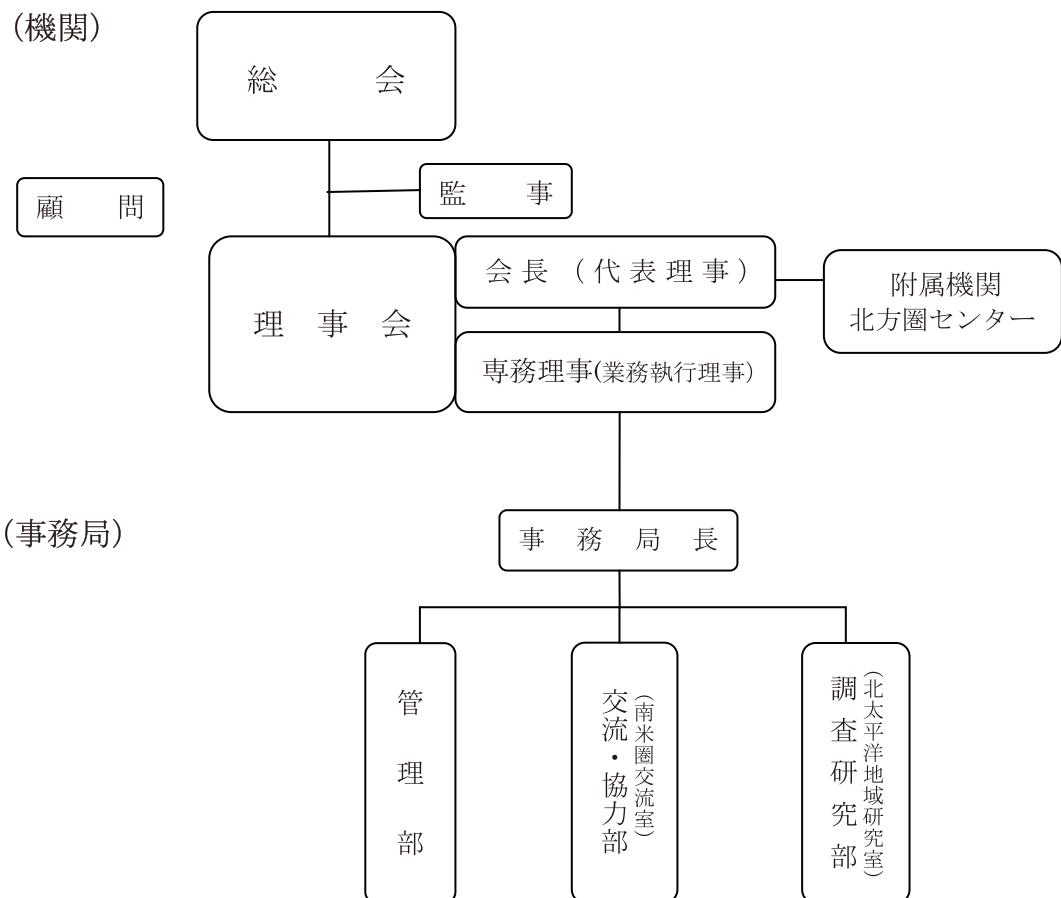
昭和46(1971)年 4 月	北方圏調査会設立	平成16(2004)年 7 月	財団法人北方圏交流基金を統合
昭和47(1972)年 1 月	内閣総理大臣から社団法人許可	平成18(2006)年 7 月	財団法人北海道海外協会を統合
昭和53(1978)年 4 月	社団法人北方圏センターに改組	平成22(2010)年 4 月	社団法人北太平洋地域研究センターの事業を承継
平成 8（1996）年 4 月	国際センターの管理運営を受託	平成23(2011)年 8 月	公益社団法人に移行し、名称を北海道国際交流・協力総合センターに改称
平成10(1998)年 3 月 4 月	自治大臣が地域国際化協会として認定 青年婦人国際交流センターを統合		

# 組 織

ハイエックは会員をもって構成される公益社団法人で、会員数は平成30年3月31日現在、615（法人・個人）です。ハイエックには、会員で構成される総会と、総会で選出された理事によって構成される理事会が置かれています。

会長（代表理事）、副会長、専務理事（業務執行理事）は、理事会で選定され、業務執行体制として組織を代表し業務執行を統括する会長と業務を分担執行する専務理事が置かれています。

業務を執行する組織として、事務局長を長とする事務局が置かれ、現在事務局には、管理、交流・協力、調査研究の3部が置かれています。



**所在地 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館 12階）**

## ■国際交流サロン

北海道内外の国際交流・国際協力団体の資料等を国際交流サロンで閲覧できます。また、海外の来訪者からの記念贈呈品等を展示しています。



# 顧問・役員

(平成 30 年 6 月 20 日現在)

## 顧問

和 泉 晶 裕	国土交通省北海道開発局長
高 橋 はるみ	北海道知事
大 谷 亨	北海道議會議長
菊 谷 秀 吉	北海道市長会会長
棚 野 孝 夫	北海道町村会会長
伊 藤 義 郎	日本国際連合協会北海道本部長

## 役員 (五十音順)

会 長	佐 藤 俊 夫	札幌大学元理事長
副 会 長	柴 田 龍	北洋銀行副会長
〃	堰 八 義 博	北海道銀行会長
〃	中 田 和 子	北海道女性団体連絡協議会会長
副会長兼専務理事	越 前 雅 裕	北海道国際交流・協力総合センター
理 事	阿 部 典 英	北海道文化団体協議会会長
〃	井 口 光 雄	北海道フィンランド協会会長
〃	江 頭 進	小樽商科大学理事・副学長
〃	笠 原 正 典	北海道大学理事・副学長
〃	加 藤 雅 規	北海道文化放送（UHB）社長
〃	川 畑 恵	札幌国際プラザ代表理事・専務理事
〃	北 野 宏 明	北海道新聞社常務取締役
〃	佐 藤 季 規	北海道商工会議所連合会常務理事
〃	鈴 木 美 保	北海道国際女性協会名誉会長
〃	瀬 尾 英 生	北海道経済連合会専務理事
〃	滝 沢 靖 六	札幌貿易協会会長
〃	谷 本 辰 美	北海道町村会常務理事
〃	樋 泉 実	北海道テレビ放送（HTB）社長
〃	根 岸 豊 明	札幌テレビ放送（STV）社長
〃	堀 内 一 男	北海道パラグアイ協会会長
〃	松 井 正 憲	テレビ北海道（TVH）社長
〃	道 下 智 義	北海道日伯協会会長
〃	村 上 則 好	北海道観光振興機構専務理事
〃	森 本 正 夫	北海学園理事長
〃	横 山 隆	北海道スウェーデン協会理事長
〃	吉 澤 政 昭	北海道市長会事務局長
〃	吉 野 理 佳	毎日新聞社北海道支社支社長
〃	渡 辺 卓	北海道放送（HBC）社長
監 事	上 田 恵 一	上田恵一公認会計士事務所
〃	坂 本 和 彦	北海道体育協会専務理事

## 理事会・通常総会の開催状況

### 1. 平成 29 年度第 1 回理事会

日時 平成 29 年 5 月 22 日（月）  
場所 ホテルポールスター札幌  
議事 平成 28 度事業報告・決算について原案通り承認  
通常総会の招集について 6 月 19 日とすることを承認

### 2. 平成 29 年度通常総会

日時 平成 29 年 6 月 19 日（月）  
場所 ホテル札幌ガーデンパレス  
議事 平成 28 年度事業報告・決算について原案通り承認  
平成 29 度事業計画・予算について原案通り承認  
理事を補充選任（9 名）  
新理事 笠原 正典 北海道大学理事・副学長  
川畠 恵 札幌国際プラザ代表理事・専務理事  
北野 宏明 北海道新聞社常務取締役  
柴田 龍 北洋銀行副頭取（現副会長）  
瀬尾 英生 北海道経済連合会専務理事  
根岸 豊明 札幌テレビ放送（STV）社長  
松井 正憲 テレビ北海道（TVH）専務取締役（現社長）  
村上 則好 北海道観光振興機構専務理事  
吉澤 政昭 北海道市長会事務局長

### 3. 平成 29 年度第 2 回理事会

日時 平成 30 年 3 月 20 日（火）  
場所 ホテルポールスター札幌  
議事 平成 29 年度事業の実施状況について報告  
平成 30 年度事業計画（案）・予算（案）について原案通り承認  
予算の補正に関する専決処分について原案通り承認  
顧問の委嘱について承認  
新顧問 和泉 晶裕 北海道開発局長  
大谷 亨 北海道議会議長

# 国際相互理解の推進

## 1 講演会・シンポジウムの開催

### （1）国際理解講演会の開催

会員をはじめ道民の国際理解を促進するため、講演会を開催した。

平成29年度は、通常総会終了後に講演会と会員の交流会を開催した。

6月19日（月） ホテル札幌ガーデンパレス

＜講演＞「次世代につなぐ日米関係」

講 師：在札幌アメリカ合衆国総領事館首席領事

レイチエル・ブルネット-チェン 氏



講師  
ブルネット-チェン首席領事

### （2）北方圏講座の開催

北方圏諸国の産業経済や生活文化等に関する蓄積を学び、地域づくりについて情報交換を図ることを目的とし、他団体と連携して開催した。

第1回 = (一財) 北海道北方博物館交流協会設立30周年記念講演会

4月27日（木） 北海道立文学館

＜講演＞ テーマ：「チエーホフとサハリン」

講 師：ロシア・サハリン州郷土史博物館館長 チェムール・ミロマーノフ 氏

共 催：(一財) 北海道北方博物館交流協会、北海道文化財保護協会



講師 ミロマーノフ館長

第2回 6月29日（木） センチュリーロイヤルホテル

＜講演＞ テーマ：「私が思う日本人の異文化交流感覚」

講 師：（一財）スウェーデン交流センター職員 エラノア・セザー 氏

共 催：北海道スウェーデン協会

第3回 =フィンランド独立100周年記念講演会

11月29日（水） 京王プラザホテル札幌

＜講演＞ テーマ：「日本とフィンランド：今までにないほどよい関係」

講 師：駐日フィンランド大使館副館長 ユハ・ニエミ 公使参事官

共 催：在札幌フィンランド名誉領事館、北海道フィンランド協会



講師  
ユハ・ニエミ公使参事官

第4回 2月28日（水） かでる2・7

＜講演＞ テーマ：「日ロ交流、極東からロシア全土へーシベリア以西の魅力を概観する」

講 師：在札幌ロシア連邦総領事 フアブリーチニコフ・アンドレイ 氏

共 催：NPO 法人北海道日本ロシア協会



講師  
ファブリーチニコフ総領事

第5回 3月23日（金） センチュリーロイヤルホテル

＜講演＞ テーマ：「スウェーデン・エステルヨートランド県セミナー～イノベーションと手織技術」

講 師：エリザベート・ニルソン エステルヨートランド県知事ほか

共 催：スウェーデン・エステルヨートランド県、北海道スウェーデン協会



ニルソン・  
エステルヨートランド県知事  
(中央)

### (3) 国際シンポジウム・セミナーの開催

北太平洋地域研究事業として、北東アジアの政治経済・外交に関係する重要なテーマについて海外の研究者等を招きシンポジウム・セミナーを開催した。

#### ① 第1回国際情勢セミナー「日ロ経済セミナー2017」

5月10日（水） 北海道大学学術交流会館

テーマ：「日ロ関係の展望～『日ロ経済協力と共同経済活動』」

＜基調講演＞（i）「日ロ関係史からみた首脳会談の成果と共同経済活動の意義」

講師：法政大学法学部教授 下斗米 伸夫 氏

（ii）「日ロ漁業の実態と共同経済活動」

講師：北海道新聞社編集局編集委員 本田 良一 氏

＜円卓会議＞コメンテーター：基調講演両講師、岩下明裕北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター

教授、田畠伸一郎北海道大学学スラブ・ユーラシア研究センター 教授、望月喜市北海道大学名誉教授、朝妻幸雄日露経済交流コンサルタント代表、矢島隆志日露エコノミックスセンター（株） 代表取締役

共 催：NPO 法人口シア極東研、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター



基調講演後、両講師を囲み意見交換

#### ② 第2回国際情勢セミナー 12月12日（火） ホテルポールスター札幌

＜講演＞ テーマ：「2017年から2018年へ～日本を取り巻く世界の情勢」

講 師：毎日新聞社外信部長 小倉 孝保 氏



講師 小倉孝保氏

③ 第3回国際情勢セミナー「北極セミナー」

2月7日（水） 北海道大学学術交流会館

テーマ：「北極域をめぐる国際関係・安全保障環境の変化～今、北極で起きていること」

＜報告＞（i）「北極域における米国の安全保障戦略とグリーンランド：米国はグリーンランドに何を期待したのか」

横浜国立大学特任准教授 斎藤 孝祐 氏

（ii）「グリーンランドと米国：グリーンランドは米軍基地とどう向き合ってきたのか」

北海道大学助教授 高橋 美野梨 氏

（iii）「北極域の安全保障環境を理解するために：沖縄を参照しながら」

東京工業大学准教授 川名 晋史 氏

共 催：北極域研究共同推進拠点（J-ARC Net）、北海道大学北極域研究センター



3人の報告者と参加者の質疑応答

④ 第7回北海道で考える北東アジア国際情勢シンポジウム

3月6日（火） ホテル札幌ガーデンパレス

テーマ：「混迷する北東アジアの国際情勢～日本・中国・ロシアの安定政権下の朝鮮半島の非核化を考える」

＜報告＞（i）「二期目を迎えた習近平政権の北東アジア政策、朝鮮半島政策」

（公財）環日本海経済研究所主任研究員 三村 光弘 氏

（ii）「北東アジアの国際情勢の中で混迷する朝鮮半島」

北海道大学公共政策大学院専任講師 池 炜周 直美（CHI, Hyunjoo Naomi）氏

（iii）「プーチン大統領の北東アジア戦略と朝鮮半島問題」

（公財）未来工学研究所特別研究員 小泉 悠 氏



ディスカッションを行う報告者

##### ⑤ ロシアビジネスセミナー

10月19日（木）北海道経済センタービル

テーマ：「シベリアビジネスを展望する」

＜パネルディスカッション＞

（i）札幌市経済観光局国際経済戦略室経済戦略推進課長 本山亮治 氏

「札幌市の姉妹都市ノヴォシビルスク市について」

（ii）シベリア北海道文化センター副館長 プリク・イリーナ氏

「シベリア北海道文化センターについて」

（iii）ノヴォシビルスク州投資発展庁 理事長 ゾズリヤ・ユーリー 氏

「ノヴォシビルスク市場の魅力について」

共 催：(株) FECマネージメント 日露エコノミックスセンター（株）

経済産業省北海道経済産業局、札幌市、札幌商工会議所



ユーリー理事長（左）とイリーナ副館長（右）

## 2 國際関係情報の収集・提供

### （1）調査研究・資料収集事業

#### ① ロシア連邦シベリア地方との経済交流可能性調査

経済産業省北海道経済産業局からの委託を受け、ITなど先端技術分野の研究機関・企業が集積するシベリア地方ノボシビルスク市において、企業訪問を行うなどしてIT関連分野の事業環境の調査を行った。

#### ② モンゴルとの経済交流に関する調査研究

在札幌モンゴル国名譽領事館の呼びかけで設立された「北海道モンゴル経済交流促進調査会」の活動に参加し、昨年9月ウランバートル市、本年2月札幌市と、交互に開催されたビジネスフォーラムにおいて、モンゴル側企業と交流を行うとともに、互いのビジネス環境などについて情報交換を行った。

#### ③ 中国社会科学院世界経済・政治研究所との研究交流

北海学園北東アジア交流センターと中国社会科学院世界経済・政治研究所の学術交流の一環で昨年12月に札幌市で開催された特別シンポジウム「中国の構造改革と『一带一路』－日中経済協力」に参加協力を行った。

## (2) 国際情報ネットワーク事業

インターネットを活用して国際交流等の情報を集約・蓄積し、広く道民などに提供した。また、Facebookでハイエックなどの事業の実施予定を告知するとともに、ホームページに「HIECCトピックス」コーナーを開設し、事業実施結果などを情報のタイムリーな発信に努めた。

HIECCトピックス



公認会計士  
北海道商事文庫・協力総合センター  
HIECC ハイエック  
Hokkaido International Business and Cooperation Center

| 月別

- ▶ 2018年7月
- ▶ 2018年6月
- ▶ 2018年5月
- ▶ 2018年3月
- ▶ 2018年1月
- ▶ 2017年12月
- ▶ 2017年11月
- ▶ 2017年10月
- ▶ 2017年9月
- ▶ 2017年8月
- ▶ 2017年7月
- ▶ 2017年6月
- ▶ 2017年5月
- ▶ 2017年4月

| タイトル

- ▶ 函館市でロシアビジネスセミナーを開催
- ▶ カグワ生徒がクリエイティブ函館記念特別講師登壇
- ▶ HIECCは「北海道奨成会員組合」のコース「はまぐ

2018/7/19/

函館市でロシアビジネスセミナーを開催

ハイエックとしては、道南地域で初めてのロシアビジネスセミナーが、7月18日(水)「サン・リフレ函館」を会場に、函館市との連携により開催されました。最初にハイエック吉村研究員が「ロシアビジネスの概況」について報告し、引き続き、地域総合商社として3年前に発足した北海道総合商事㈱の伊藤彰浩氏が「ロシアビジネスの実際」と題して、ロシア極東やサハ州などで事業展開する同社の事例とともに講演しました。セミナーには地元企業など40名を超える皆様が出席され、活発な質疑応答、意見交換も行われました。

### ハイエックトピックの画面

### (3) 季刊誌「Hoppoken (北方圏)」の発行 (Vol.180 (夏) 号～182 (春) 号)

会員をはじめとした道民に、国際理解の促進に資する情報や、国際交流等の取り組みに関する情報を提供することを目的に、年3回、各1,200部発行。

180 (夏·秋) 号

**Hoppcken**  
(表紙頭字は毎日書道展審査会員の加藤幸道氏)

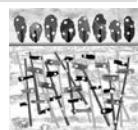
**CONTENTS**

表紙説明  
美術家・阿部典英氏の  
「夏」  
2017年制作  
H204<sup>+</sup>×W192<sup>+</sup>



(表紙題字は毎日書道展審査会員の加藤幸道氏)

## CONTENTS



<表紙説明>  
美術家・阿部典英氏の  
「冬」  
2017年制作  
H179×W185cm

「草の根通訳」日々つなぐ あるベテランの軌跡	ハイエック調査研究部研究員 吉村 慎司	41
「ロシアビジネスセミナー」	北海道オフショナルソーシス取締役 永山 茂	30
「ジベリアビジネスを展望する」	北海道オフショナルソーシス取締役 永山 茂	30
「モンゴルで第2回北海道フォーラム」	北海道博物館学芸主幹 三浦 泰之	2
新・北の美 <sup>76</sup> 松浦武四郎「新板蝦夷土産道中寿五六」	北海道博物館学芸主幹 三浦 泰之	46
大畑周司ソリューション部長に聞く	北海道国際化のいま <sup>9</sup>	24
連載 北のさかな シャコリガサエビ	北海道銀行常務執行役員 大畑周司ソリューション部長	50
SALOON・HIECCだより	北海道国際化のいま <sup>9</sup>	48
編集後記	北海道国際化のいま <sup>9</sup>	49

※「小倉孝保の世界の「そもそも」」第7回は休みました

5 HOPPOKEN 2018 VOL.181

HOPPOKEN 2018 VOL.181 4

(表紙題字は毎日書道展審査会員の加藤幸道氏)

## CONTENTS



<表紙説明>  
美術家・阿部典英氏の  
「春」  
2018年制作  
H179×W185cm

北方圏講座 日本とフィンランド：今までにないほど良い関係	北海道海外派遣事業参加者レポート	39
北極セミナー 「北極海を巡る国際関係・安全保障環境の変化 ～今、北極で起きていること～」	北海道モンゴル経済交流促進調査会・ビジネスフォーラム 国と国を結ぶ人のつながり	40
新・北の美 <sup>77</sup> 松浦武四郎「道名之儀取調候書附」	ジャパン・ベトナム・フェスティバル 北海道チーム売り込み攻勢	44
連載 北海道国際化のいま <sup>10</sup>	北海道大学文学研究科・文学部国際交流室 ラフエイ・ミシエル室長に聞く	20
連載 北のさかな ウマヅラハギ・チュンチュン	北海道国際化のいま <sup>10</sup>	50
SALOON・HIECCだより	北海道国際化のいま <sup>10</sup>	48
編集後記	北海道国際化のいま <sup>10</sup>	49

5 HOPPOKEN 2018 VOL.182

HOPPOKEN 2018 VOL.182 4

冒険のエジプト  
考古学を歩く！

特集

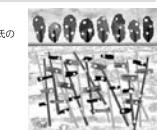
ドイツのアイヌ遺骨問題  
国際返還が実現

ドイツのアイヌ遺骨問題

国際返還が実現

ドイツのアイヌ遺骨問題

## CONTENTS



毎日新聞カイロ支局 篠田 航一

7

頬太太の台北日記 ④

頬太太の台北

### 3 海外派遣研修

#### (1) 海外派遣事業

海外の地域事情や関係機関の視察及び学生等との意見交換などを通じて、国際的視野をもって地域づくりに貢献できる人材を育成するため、道内各地の青年5名をベトナム及びタイに派遣し、JICA、JETRO及び道内企業の現地事務所などを視察したほか、子ども支援NGOや大学を訪問し交流を行った。

派遣期間：10月29日（日）～11月5日（日）

派遣者：道内青年5名

派遣先：ベトナム（ホーチミン、ハノイ）、タイ（バンコク）



ベトナムの子ども支援施設を訪問し子供たちと交流



シーナカリンウィロート大学（タイ）の学生と

#### (2) 高校生・世界の架け橋養成事業

##### ①高校生・アジアの架け橋養成事業

将来の北海道を担う道内高校生を開発途上国に派遣し、格差や環境問題など地球規模の問題等を身近に考える現地研修を行うとともに、帰国後は道内の中学校や高校で現地での経験を報告し、積極的に仲間や社会と連携できる人材の育成を図った。

派遣期間：7月30日（日）～8月5日（土） 派遣先：ラオス

参加者：高校生10名

その他：事前研修2回、事後研修2回、報告会7回（学校、一般道民向け）



ノンブック村中学校の生徒たちと



不発弾訓練センターを見学する高校生

## ②ユース・エコ・フォーラム 2017

道内の高校生 2 名をユース・エコ・フォーラム 2017 に派遣し、北方圏諸国の若者との環境問題に関する意見交換等、交流の機会を提供し、人材育成を図った。

派遣期間：4 月 12 日（水）～ 18 日（火）

派遣国：ロシア連邦・ヤマロー・ネネツ自治管区

参加者：高校生 2 名

その他：事前研修 2 回、事後研修 5 回、報告会 1 回（一般道民向け）



北極圏に入域する儀式を体験する参加者

## ③済州国際青少年フォーラム 2017

韓国・済州島で開催された第 9 回済州青少年フォーラムに道内の高校生 4 名を派遣し、世界に共通する社会問題をテーマに 8 カ国 23 地域から約 150 名が参加した同世代の若者たちとともにパネル討論や文化体験等を行った。また、派遣の事前事後の研修会を計 8 回、市民向けの報告会を 1 回開催した。

派遣期間：11 月 2 日（木）～ 6 日（月）

派遣国：大韓民国・済州特別自治道

参加者：高校生 4 名

その他：事前研修 3 回、事後研修 5 回、報告会 1 回（一般道民向け）



英語でディスカッションをする高校生

## 4 多文化共生の推進

### (1) 多文化共生ネットワーク連携推進協議会との連携

具体的な取組を進めるため、道内の国際交流団体間のネットワーク構築に取組とともに、協働して多文化共生の実現に資する事業を実施した。

#### ① 多文化共生啓発事業（講演会）

北海道の少子高齢化が全国を上回るスピードで進む中、外国人も地域社会を構成する一員として、地域の発展・活性化に資することを目的に講演会を開催した。

2月 28日（水）△函館市（一財）北海道国際交流センター 共催

テーマ：「多文化共生セミナー～ダイバーシティ雇用が地域の未来を切り拓く」

講 師：（一財）ダイバーシティ研究所 代表理事 田村 太郎 氏

参加者：24人



講演会質疑応答の様子（函館市）

#### ② 多文化共生コーディネーター研修会

道内の多文化共生社会の実現を目指すとともに、今後の地域づくりの参考としてもらうため、事業担当者の研修会を行った。

10月 13日（金）△旭川市（一財）北海道国際交流センター 協力

講 師：（一財）北海道国際交流センター 事務局長 池田 誠 氏

参加者：62人



グループディスカッションの様子（旭川市）

## (2) 多文化共生の取組

道内各地域における外国人との共生に向けた環境づくりを一層推進するため、各種事業を実施した。

### ① 救急搬送における「多言語対応」体験・研修会

北海道が主催した外国人急病者等の搬送を想定した「多言語対応」研修において、当センターが作成した「多言語対応救急救命表示板」の概要を説明するとともに、参加した在住外国人に、救急救命士等による同表示板や翻訳アプリを使用した症状判定体験等を行った。

10月12日（木） ▽札幌市 参加者（外国人）12人



表示板等を使用したコミュニケーションを体験

### ② 外国人観光客原子力災害退避訓練

「北海道原子力防災訓練」において、事故発生後に外国人観光客を速やかに退避させる訓練を行った。

2月8日（木） ▽岩内町 参加者（外国人）18人



多言語のアナウンスを聞く外国人参加者

### ③ 多文化共生ワークショップ

「多文化共生」の実務者を対象として、基調講演や事例紹介、参加者間の情報交換を行うワークショップを開催した。

12月9日（土） ▽札幌市 参加者 17人 （公財）札幌国際プラザ 共催

④ 世界の料理教室

道内在住外国人と道民が料理を通じてその国の伝統や食文化の一端に触れるとともに相互理解を深めるため、ロシアの料理講習会を関係団体と連携して実施した。

10月27日（木）旭川市 日口文化協会「リヤビーナ」の会共催

⑤ 国際交流ボランティアの登録と派遣

国際交流事業に協力するボランティアの募集・登録を行い、各地域や交流団体等の事業に派遣した。

- 登録者：42人（3月31日現在）
- ボランティア（英語）の派遣回数：なし

⑥ 北海道災害支援多言語サポート登録事業

- 登録サポート数 46人

⑦ 外国人サポートデスク

⑧ 留学生支援物品等登録事業

外国人留学生に対して提供いただける生活物品を登録し、大学を通じて斡旋支援を行った。

- 登録件数：6件

**(3) 北海道多文化共生アワード（表彰事業）**

選考の結果、今年度は該当がなかった。

# 国際交流の推進

## 1 諸外国との交流の実施

### (1) 日中青年交流事業

中国黒竜江省との間で締結した「黒竜江省と北海道青年交流協定」(2008年)に基づき、哈爾濱音楽学院の教師生徒など15名を受け入れ、道内の音楽施設の見学や札幌大谷大学との交流演奏会などを実施した。

受入期間：11月13日（月）～15日（水）

訪問団：15人（黒竜江省人民政府外事弁公室、哈爾濱音楽学院教師生徒など）

交流場所：札幌コンサートホールKitara（見学）、札幌大谷大学（交流演奏会）、  
その他札幌市内視察、青年交流夕食会など



札幌大谷大学との交流演奏会

### (2) 日韓スポーツ交流

北海道と韓国との特色ある交流・協力を創出するため、慶尚南道より訪問団を受け入れ、高齢化社会に対応したローカルスポーツ「ミニバレー」による交流事業を実施した。

受入期間：7月4日（火）～6日（木）

訪問団：18名（慶尚南道体育館、慶尚南道ミニバレー連盟、慶尚南道府）

交流場所：恵庭市、札幌市



札幌市内の体育館でミニバレー交流

### (3) 韓国青年訪日団受入事業

#### ① 韓国・平昌五輪ボランティア訪問団受入事業

「対日理解促進交流プログラム～JENESYS2017」により、(公財)日韓文化交流基金が招へいする韓国青年の受入事業において、北海道における地方プログラムとして、ホームステイや道内の関係施設の視察、札幌冬季アジア大会ボランティアとの交流などを実施した。

受入期間(道内)：8月4日(金)～9日(水)

韓国青年訪問団：全21人(うち学生19人)

#### ② 北海道・韓国地域遺産発掘・発信交流事業

(公財)日韓文化交流基金より委託を受け、北海道庁とHIECCが企画したプログラムに基づき、北海道と友好提携する韓国4地域から大学生を招へいし、アイヌ文化等の「北海道遺産」を通じて北海道を知ってもらうとともに、ホームステイや学生同士の交流を実施した。

受入期間：11月22日(水)～12月1日(金)

韓国青年訪問団：全22人(うち学生20人)



アイヌ文化をとおした学生交流の様子

### (4) 北海道外国訪問団の受入れ〈南米圏交流〉

ブラジルの北海道移住者子弟6名による訪問団を受け入れ、道民との交流や地域の視察等により友好親善を深めるとともに、父祖の地・北海道への理解促進を図った。

受入期間：1月30日(火)～2月6日(火)

訪問地：札幌市、北広島市



ブラジル国旗を囲んで八絃学園の学生たちと

## (5) カルチャーナイト 2017 における国際交流

施設の夜間開放を通じて企業・行政が協働し、道民が地域の文化を楽しむ機会をつくるカルチャーナイトに参加し、「世界の遊びを体験しよう」などのプログラムにより、来訪者と外国人との交流の場を設け、ハイエックの活動を紹介した。

7月21日（金） ハイエック特別会議室ほか （来訪者72人）



ブラジルの子どもの遊びを体験

## 2 留学生受入れの促進

### (1) 留学生に対する修学支援の実施

道内大学における外国人留学生受入れ促進を支援するため、留学生に修学助成を行うとともに、助成金受給者を「外国人サポーター」として登録し、地域の交流事業への参加等を促進した。

#### 修学助成の概要

支給対象者：私費留学生（大学院生など）

支給対象人数：50人

支給額：月額15,000円

### (2) 大学プロモーションの実施

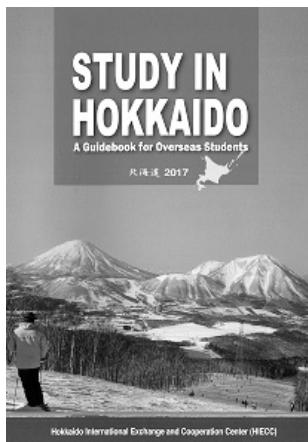
外国人留学生の受入れを促進するため、海外の関係機関や大学・学生等に対し、道内大学のプロモーションを行った。

#### ① プロモーションサイトの運営（英語、中国語、韓国語）



トップページ (<http://study-hokkaido.com>)

## ② 留学ガイドブックの作成、配布



留学ガイドブック

## ③ 日本留学フェアにおけるプロモーション

ベトナムの2都市で開催された日本学生支援機構主催の留学フェアに参加し、学生等へのプロモーションを行うとともに、北海道や大学のPR資料を配付した。

9月30日（土） ホーチミン会場 ブース来場者約100名

10月1日（日） ハノイ会場 ブース来場者約120名



## （3）留学生等地域交流の実施

北海道内の大学で学ぶ留学生17カ国26名を道南の森町へ案内し、「夏のまつり in もり 2017」で子ども御輿に参加して地元の子どもたちと一緒に町内を練り歩くなど地域住民との交流を行うとともに、森町にある北海道唯一の地熱発電所などを視察し、地域への理解を深めた。

北海道留学生ふれあい交流 in もり（中島記念国際交流財団助成事業）

8月7日（月）～8日（火） 参加者 26人（うち留学生24人）



### 3 海外移住者への支援

#### (1) 留学生の受け入れ 〈南米圏交流〉

全パラグアイ北海道人会連合会からの留学生を受け入れ、修学や専門技術の研修を実施し、北海道と移住国との架け橋の役割を担う人材の育成を図った。

留学生 パラグアイ 1名（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）

#### (2) 道人会活動の支援 〈南米圏交流〉

北海道出身者で組織する道人会の運営や移住者への情報提供活動などを支援した。

ブラジル北海道文化福祉協会、全パラグアイ北海道人会連合会、在亜（アルゼンチン）北海道人会、サハリン北海道人会

### 4 各種交流事業への助成

#### (1) 国際交流事業資産による助成

世界諸地域との交流を促進し、北海道の生活文化や産業経済の発展に寄与するため、国際交流事業資産の運用益により、国際交流団体等が実施する各種交流事業 8 件（文化 2、交流 4、福祉 1、催事 1）に対し、計 130 万円を助成した。

#### 平成 29 年度 国際交流基金助成実績

助成対象事業名		助成額 (千円)	場所	時期	趣旨・内容
事業名	主催者				
ジャスミン・アラカワ アメリカンフォーラム	NPO 法人北海道国際音楽交流協会（ハイメス）	150	札幌市	7月	ハイメスのコンクール優勝を経てアメリカに留学経験のある北海道出身者やアメリカの演奏家など 3 名の音楽家を招聘し、アメリカ留学についてのプレゼンテーション、パネルディスカッション、マスタークラス、コンサートの実施などの交流を行った。
交流会「フィンランドに広がる和の心～茶の湯とサウナ～」及びコンサート	日本シベリウス協会北海道支部	100	札幌市	5月～2月	フィンランド独立 100 年を記念し、フィンランドから招聘したクラリネット奏者と道内の音楽家とのコンサートを行うとともに、今フィンランドでも広がる「和の心」について「茶の湯とサウナ」をテーマにした交流会を開始するなど、相互理解を深めた。
ドーリンスク市芸術学校招聘事業	名寄・ドーリンスク友好委員会	200	名寄市	7月～8月	ドーリンスク（サハリン州）との友好都市提携 25 周年を記念して、同市民訪問団が名寄市を訪れるのにあわせて、ドーリンスク市の子どもたちなど 20 名を招聘し、コンサートや料理教室のほか、市内の子どもたちとの交流、文化体験などを行い、交流を深めた。
先住民の踊りを通した国際招聘交流事業（アイヌ・リムセとハワイアン・ルアによる交流）	帯広カムイトウウポポ保存会	200	帯広市 札幌市 白老町	8月	アイヌ民族の伝統的な踊りの「リムセ（踊り）」と「ウポポ（歌）」を継承する帯広カムイトウウポポ保存会が、ハワイ先住民のルア（男性によるフラダンスグループ）を招聘し、道内各地で無料公演やセミナー、ワークショップを開催するなどして先住民族同士はもとより一般市民とも交流を行い、相互文化理解を深めた。

ジュニアジャズ国際交流事業 in スウェーデン	公益財団法人札幌市芸術文化財団	200	スウェーデン	7月	札幌ジュニアジャズスクール生21名がスウェーデンのヘルネサンド市で開催されたユースジャズキャンプに参加し、演奏会出演やワークショップを体験するとともに、前年に札幌でのユースジャズキャンプで出会った同年代の現地の子どもたちとの継続的な交流を行うことにより、2018年の日本とスウェーデンの国交樹立150周年に向けた草の根レベルでの友好発展に貢献した。
「車いす整備・修理講習会 in ネパール」	「飛んでけ！車いす」の会	150	ネパール	11月～12月	車いす整備技術をもつ技術者をネパールに派遣し、整備講座を開催するとともに、ネパール語の点検・整備マニュアルを作成・提供して、現地の人が自ら整備できるよう支援を行った。
世界のこどもフェスティバル2018開催事業	世界のこども	200	函館市	3月	タイ、台湾、ロシアから招へいした青少年の舞踊団体による、ステージパフォーマンス・ワークショップ、函館の子ども達の合唱、和太鼓、人形劇などを通して相互交流を深め、将来の国際化を担う人材育成を図った。
国際協力フェスタ2017	北海道NGOネットワーク協議会	100	札幌市	12月	道内のNGOが協働で、国際協力パネル展や活動紹介ブースのほか、ステージパフォーマンスやトークショーを実施し、国際協力についての情報を市民に広く提供した。
計8事業		1,300			

## 5 地域・諸団体との交流

### (1) 国際交流地域懇談会の開催

地域で国際交流・協力活動を行う市町村や国際交流団体等との連携を深めるため、関係者と情報交換や今後の活動における連携などについて意見交換を行う懇談会を道内各地で開催した。

10月4日（水）△釧路市

12月8日（金）△札幌市

※全道を対象に多文化共生推進における喫緊の課題である「災害時における外国人への対応について」とし、多文化共生フォーラムを開催した。



地域懇談会の様子（釧路）



多文化共生フォーラムにおける講演の様子

## (2) 実行委員会事業の推進

関係機関や関係団体が共同して開催する国際交流事業等の実行委員会に参画し、事業の実施に協力した。

### ① 北海道・ロシア極東交流事業

北海道とサハリン州との友好を深めるため、「市民交流会議」及び青少年を対象とした「体験・友情の船」事業の実行委員会に参加し、事業の円滑な実施に協力した。

- ・市民交流会議（10月19日（木）△ユジノサハリンスク市）  
　　テーマ：「友好・交流事業の発展のために」
- ・体験・友情の船（7月31日（月）～8月7日（月）△ユジノサハリンスク市ほか）

### ② 第40回サッポロ・インターナショナルナイトの共催

特別講演のほか、外国人留学生と日本人の大学生や高校生らが「語ろう、日本の、世界の未来！」をテーマに、グループ討論と交流会を行った。

12月17日（日）△京王プラザホテル札幌／かでる2・7 参加者：373人 29カ国

- ・第40回記念講演「子どもたちの未来のために」  
　　御講演者：彬子女王殿下
- ・第1部：グループ討論（以下、テーマ）
  - A. かけがえのない地球環境を守り、みんなで作ろう、地球の未来！
  - B. 未来の子どもたちのために、私たちが、今やらなければならない事とは
  - C. 伝えよう心豊かな伝統文化、生み出そう創造力溢れる新しい文化
  - D. 世界の女性問題と向き合おう！～差別や不平等と闘う女性への応援歌～
  - E. 世界から貧困と差別をなくし、途上国に明るい未来を！
  - F. 戦争のない平和な世界を目指し、民族問題や危機管理等を話し合おう！
  - G. 夢と言われてもいい、語ろう、描こう、私たちの未来！
- ・第2部：交流パーティー  
　　主催者挨拶、ディスカッションの成果報告、来賓挨拶などの後、モザンビークやベトナムの留学生による音楽演奏があり、最後は参加者全員でクリスマスソングを歌って、相互理解や親睦を深めた。



テーマ毎に留学生とディスカッション

## (3) 在北海道外国公館・通商事務所等協議会の運営及び事業の実施

北海道に開設されている総領事館、領事館、通商事務所等の相互の連携と情報の共有を図り、各国と北海道との間で経済、教育、文化など様々な分野の交流を促進することを目的に設立された「在北海道外国公館・通商事務所等協議会」の事務局を務めるとともに、道民と外国公館の架け橋となる活動を行った。

協議会構成員：在道総領事館等6、在道名誉領事館20、賛助会員4

（平成30年3月末現在）

## 【活動概要】

### ① 総会

協議会会長のレイチェル・ブルネット・チェン在札幌アメリカ合衆国総領事館首席領事をはじめ、各国の総領事等ほか名誉領事館から9名の名誉領事が出席した。

5月25日(木) ▽札幌プリンスホテル 全出席者：21名



総会の様子

### ② 学校訪問事業

各総領事館の総領事などが、道内中学校・高等学校等の学校現場に赴き、自国の文化や、総領事館の業務などについて話すことにより、生徒たちの国際的な視野を広め、異文化等に対する理解を深めた。

#### ◎ 学校訪問

i 旭川商業高等学校～	アメリカ総領事館	(8月25日(金))
ii 芦別高等学校～	オーストラリア領事館	(9月28日(木))
iii 北海学園高等学校～	アメリカ総領事館	(10月24日(火))
iv 札幌丘珠中学校～	ロシア総領事館(訪問)	(10月27日(金))
v 札幌清田高等学校～	全公館へ訪問	(11月17日(金))
vi 札幌日大中学・高等学校～	中国総領事館	(2月22日(木))
vii 札幌清田中学校～	アメリカ総領事館	(2月22日(木))

### ③ インターナショナルウィーク

総領事館等を道民に身近な外国としてPRするため、各国の経済事情や文化を紹介する展示・PR展やパフォーマンスなどを行った。道民の参加者は延べ11,000名を超えた。

#### ◎ 展示・PR

期 間：11月8日(水)～10日(金)  
会 場：札幌駅前地下歩行空間 北3条交差点広場  
参加者：総領事館等(6ヶ国)、名誉領事館(7ヶ国)

#### ◎ 文化紹介パフォーマンス

期 間：11月8日(水)～10日(金)  
会 場：札幌駅前地下歩行空間 北3条交差点広場  
参加者：総領事館等(8ヶ国)



オープニングセレモニー



各国の展示を閲覧する来場者



文化紹介パフォーマンス：  
(何れも札幌市地下歩行空間)

#### ④ 新年交礼会

協議会の構成員である各国外国公館の総領事や名誉領事はもとより、北海道副知事、北海道経済産業局長をはじめとする官公庁、北海道商工会議所連合会会頭など道内経済界や大学、報道機関の代表者、さらには国際交流・協力団体などの代表の皆様方の参加を得て、新年交礼会を開催した。

日時等：1月 17日（水）▽札幌プリンスホテル 国際館パミール

主催者：在北海道外国公館・通商事務所等協議会

参加者：78名（自治体、国際交流・協力団体、経済団体、報道機関ほか）



ブルネット・チェン会長の主催者挨拶



来賓として辻副知事が挨拶

# 国際協力の推進

## 1 国際協力機構（JICA）研修事業への参画

### （1）研修事業の実施

JICA 北海道国際センター（札幌）が実施する研修6事業を受託し、研修実施のためのコーディネートを行った。

#### ① 課題別研修「上水道施設技術総合（B）」

（受入期間：6月1日（木）～8月10日（木））



琴似発寒川で水棲生物の調査

#### ② 国別研修「コートジボワール・コミュニティ開発計画策定能力強化」

（受入期間：7月4日（火）～7月20日（木））



ニセコ町片山町長と記念撮影

③ 青年研修「フィリピン／水資源管理」  
(受入期間：10月9日（月）～11月3日（金）)



標茶町パイロットフォレストでの研修

④ 国別研修「ウガンダ国西ナイル地域地方政府参加型計画策定能力強化」  
(受入期間：11月29日（水）～12月19日（火）)



北海道議会にて研修

⑤ 課題別研修「サブサハラアフリカ地域地方教育強化」

(受入期間：1月8日（月）～2月6日（火）)



文部科学省での研修

(2) 草の根技術協力事業の実施

JICA 草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」を活用し、札幌市水道局や札幌市水道サービス協会と連携のもと、モンゴル国ウランバートル市の安定的な送配水システムの整備を目的として、「送配水機能改善協力プロジェクト」を平成30年までの3年間実施。



ウランバートル市において計画づくりに関する協議

## 2 海外からの研修員の受け入れ

### 海外技術研修員の受け入れ（南米圏域交流）

技術研修員として、ブラジルとアルゼンチンの北海道人会から本道出身移住者子弟をそれぞれ1名受け入れ、専門技術や日本語研修を実施し、北海道と南米圏との架け橋の役割を担う人材の育成を図った。  
(受け入れ期間：平成29年6月～平成30年3月)

## 3 国際協力情報の収集・提供

### 国際協力情報紙「あい」の発行

国際協力や開発途上国についての理解を深めてもらうため、ハイエックや道内国際交流・協力団体の事業・活動などを紹介する国際協力情報紙「あい」を、年3回作成し、ホームページ上で紹介した。

#### 各号の主な記事

##### 夏季号 VOL.81

◇留学生地域交流事業 2017「留学生ふれあい交流 in もり」 ◇カルチャーナイト 2017 @ HIECC（▽札幌市）  
◇さっぽろ留学生日記：ボリビア多民族国 アルネス・ファレル・カティア・ルビさん（北海道大学大学院工学研究院） ◇アジアの架け橋参加者 INTERVIEW 第3回「高校生・アジアの架け橋養成事業に参加して・その後」：齊藤和花さん、境来未さん

##### 秋季号 VOL.82

◇JENESYS「北海道・韓国地域遺産発掘・発信交流事業」 ◇国際交流 in 積丹（▽積丹町） ◇さっぽろ留学生日記：バングラデシュ人民共和国 サルミン・シシリさん（北海道大学大学院地球環境科学院） ◇フェアトレードタウンさっぽろを目指して（▽札幌市）

##### 冬季号 VOL.83

◇平成29年度「高校生・世界の架け橋養成事業」報告会（▽札幌市） ◇「誰もが活躍できる職場と地域をめざして～ダイバーシティが拓く地域の未来～」（▽函館市） ◇平成29年度北海道外国訪問団「ブラジル青年交流団受入事業」 ◇平成29年度北海道出身海外移住者子弟留学生・北海道海外技術研修員修了式（▽札幌市）

## 資料

## 平成 30 年度 収支予算

## 平成 30 年度正味財産増減予算書

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	6,500,000	6,500,000	13,000,000
受取会費	6,500,000	6,500,000	13,000,000
受取補助金等	86,400,000	0	86,400,000
受取北海道補助金	86,000,000	0	86,000,000
民間助成金	400,000	0	400,000
受取負担金	1,676,000	200,000	1,876,000
受取負担金	1,676,000	200,000	1,876,000
事業収益	28,563,000	0	28,563,000
北方図誌収益	365,000	0	365,000
研修事業収益	28,198,000	0	28,198,000
特定資産運用収益	4,954,000	1,000	4,955,000
特定資産運用収益	4,954,000	1,000	4,955,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
経常収益計	128,103,000	6,711,000	134,814,000
(2) 経常費用			
事業費	133,697,000	0	133,697,000
役員報酬	4,275,000	0	4,275,000
給料手当	47,018,000	0	47,018,000
福利厚生費	8,611,000	0	8,611,000
旅費交通費	18,321,000	0	18,321,000
通信運搬費	2,340,000	0	2,340,000
減価償却費	131,000	0	131,000
備品費	954,000	0	954,000
消耗品費	1,102,000	0	1,102,000
修繕費	20,000	0	20,000
印刷製本費	1,221,000	0	1,221,000
燃料費	26,000	0	26,000
食糧費	1,239,000	0	1,239,000
使用料	6,271,000	0	6,271,000
手数料	4,323,000	0	4,323,000
保険料	740,000	0	740,000
広告宣伝費	103,000	0	103,000
委託費	14,936,000	0	14,936,000
諸謝金	5,458,000	0	5,458,000
交際費	455,000	0	455,000
負担金	13,238,000	0	13,238,000
助成金	1,850,000	0	1,850,000
顕彰金	200,000	0	200,000
公課費	865,000	0	865,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	8,577,000	8,577,000
役員報酬	0	1,425,000	1,425,000
給料手当	0	1,274,000	1,274,000
退職給付費用	0	786,000	786,000
福利厚生費	0	425,000	425,000
会議費	0	45,000	45,000
旅費交通費	0	281,000	281,000
通信運搬費	0	203,000	203,000
減価償却費	0	16,000	16,000
消耗品費	0	61,000	61,000
印刷製本費	0	40,000	40,000
食糧費	0	409,000	409,000
使用料	0	2,138,000	2,138,000
手数料	0	227,000	227,000
保険料	0	13,000	13,000
広告宣伝費	0	82,000	82,000
委託費	0	480,000	480,000
諸謝金	0	620,000	620,000
交際費	0	20,000	20,000
負担金	0	5,000	5,000
公課費	0	27,000	27,000
経常費用計	133,697,000	8,577,000	142,274,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,594,000	△ 1,866,000	△ 7,460,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,594,000	△ 1,866,000	△ 7,460,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,594,000	△ 1,866,000	△ 7,460,000
一般正味財産期首残高			547,396,930
一般正味財産期末残高			539,936,930
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			539,936,930

(注)

1 公益目的事業会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は 672,000 円、使用料のうち行政財産使用料は 2,436,000 円。

2 法人会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は 224,000 円、使用料のうち行政財産使用料は 813,000 円。

# 平成 29 年度 収支決算

## 平成 29 年度正味財産増減計算書内訳表

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	6,549,500	6,549,500	13,099,000
受取会費	6,549,500	6,549,500	13,099,000
受取補助金等	86,252,224	0	86,252,224
受取北海道補助金	85,941,224	0	85,941,224
受取民間助成金	311,000	0	311,000
受取負担金	2,129,440	165,000	2,294,440
受取負担金	2,129,440	165,000	2,294,440
事業収益	34,860,672	1,288,348	36,149,020
北方図誌収益	368,518	0	368,518
調査研究事業収益	785,339	0	785,339
日韓交流事業収益	6,928,879	0	6,928,879
研修事業収益	26,777,936	1,288,348	28,066,284
特定資産運用収益	5,467,970	621	5,468,591
特定資産運用収益	5,467,970	621	5,468,591
雑収益	30,038	3,090	33,128
雑収益	30,038	3,090	33,128
経常収益計	135,289,844	8,006,559	143,296,403
(2) 経常費用			
事業費	138,822,743	0	138,701,682
役員報酬	4,125,000	0	4,125,000
給料手当	46,180,580	0	46,180,580
賞与引当金繰入	2,252,952	0	2,252,952
福利厚生費	8,653,247	0	8,653,247
旅費交通費	20,292,529	0	20,292,529
通信運搬費	1,340,735	0	1,340,735
減価償却費	138,244	0	138,244
備品費	277,022	0	277,022
消耗品費	1,254,473	0	1,254,473
印刷製本費	1,074,173	0	1,074,173
燃料費	8,983	0	8,983
食糧費	1,848,531	0	1,848,531
使用料	7,013,392	0	7,013,392
手数料	4,543,811	0	4,543,811
保険料	713,693	0	713,693
広告宣伝費	58,320	0	58,320
委託費	20,061,450	0	20,061,450
諸謝金	3,368,564	0	3,368,564
交際費	426,071	0	426,071
負担金	12,473,190	0	12,473,190
助成金	1,300,000	0	1,300,000
公課費	1,417,783	0	1,296,722

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	8,006,559	8,006,559
役員報酬	0	1,375,000	1,375,000
給料手当	0	1,214,324	1,214,324
退職給付費用	0	1,896,380	1,896,380
福利厚生費	0	391,637	391,637
会議費	0	19,475	19,475
旅費交通費	0	138,680	138,680
通信運搬費	0	230,205	230,205
減価償却費	0	15,766	15,766
備品日	0	140,940	140,940
消耗品費	0	54,380	54,380
食糧費	0	331,771	331,771
使用料	0	1,042,324	1,042,324
手数料	0	212,032	212,032
保険料	0	13,010	13,010
広告宣伝費	0	45,400	45,400
委託費	0	449,448	449,448
諸謝金	0	400,000	400,000
交際費	0	10,000	10,000
公課費	0	25,787	25,787
経常費用計	138,822,743	8,006,559	146,829,302
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,532,899	0	△ 3,532,899
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,532,899	0	△ 3,532,899
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
投資有価証券償還益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	2,148	0	2,148
経常外費用計	2,148	0	2,148
当期経常外増減額	△ 2,148	0	△ 2,148
当期一般正味財産増減額	△ 3,535,047	0	△ 3,535,047
一般正味財産期首残高	0	0	551,789,081
一般正味財産期末残高	0	0	548,254,034
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高			548,254,034

## 平成 29 年度貸借対照表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	28,590	117,553	△ 88,963
預金	5,273,536	4,376,258	897,278
未収金	588,224	365,373	222,851
仮払金	277,062	15,000	262,062
貯蔵品	174,975	137,187	37,788
流動資産合計	6,342,387	5,011,371	1,331,016
2. 固定資産			
特定資産			
国際交流事業資産	506,640,225	506,615,049	25,176
創立 40 周年記念事業資産	2,000,000	2,000,000	0
南米移住 100 周年記念事業資産	2,000,000	2,000,000	0
退職給付引当資産	8,111,200	6,214,820	1,896,380
特定資産合計	518,751,425	516,829,869	1,921,556
その他固定資産			
事業調整資金	5,283,212	5,843,212	△ 560,000
運営調整資金	31,113,386	34,051,386	△ 2,938,000
什器備品	330,040	486,198	△ 156,158
電話加入権	518,845	518,845	0
その他固定資産合計	37,245,483	40,899,641	△ 3,654,158
固定資産合計	555,996,908	557,729,510	△ 1,732,602
資産合計	562,339,295	562,740,881	△ 401,586
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,074,047	2,533,154	540,893
預り金	647,062	31,301	615,761
賞与引当金	2,252,952	2,172,525	80,427
流動負債合計	5,974,061	4,736,980	1,237,081
2. 固定負債			
退職給付引当金	8,111,200	6,214,820	1,896,380
固定負債合計	8,111,200	6,214,820	1,896,380
負債合計	14,085,261	10,951,800	3,133,461
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	548,254,034	551,789,081	△ 3,535,047
正味財産合計	548,254,034	551,789,081	△ 3,535,047
負債及び正味財産合計	562,339,295	562,740,881	△ 401,586

## 平成 29 年度 来訪者

国 名	年 月 日	肩 書	氏 名 (敬称略)	来訪目的等
パ ラ グ ア イ	2017年 4月10日	北海道海外移住者子弟留学生	高橋 奈津美	表敬訪問
ブ ラ ジ ル	2017年 6月 5日	北海道海外技術研修員	隱岐えりか	表敬訪問
アルゼンチン	2017年 6月 5日	北海道海外技術研修員	葛西 拓紀	表敬訪問
ブ ラ ジ ル	2017年 7月 3日	ブラジル北海道文化福祉協会 会長	大沼 宣信	表敬訪問
ブ ラ ジ ル	2017年 7月 3日	ブラジル北海道文化福祉協会 第一副会長	馬場 光男	表敬訪問
ブ ラ ジ ル	2017年 7月 3日	ブラジル北海道文化福祉協会 会計理事	中浜オズマール弘	表敬訪問
ス ウ エ ー デ ン	2017年 9月14日	ダーラナシンフォニエッタ 事務局長	カーリン・ホルダー	表敬訪問
ス ウ エ ー デ ン	2017年 9月14日	ダーラナシンフォニエッタ オーケストラマネージャー	エヴァ・エルドマン	表敬訪問
ブ ラ ジ ル	2018年 1月31日	ブラジル青年交流団 団長	中野 ガブリエル 寿則 他5名	表敬訪問
フィンラ ン ド	2018年 2月 7日	国際雪像・氷彫刻協会 会長	ユハニ・リルベリ	表敬訪問

# 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款

## 第1章 総 則

(名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（略称「ハイエック（HIE C C）」）と称する。

(事 務 所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的) 第3条 この法人は、北海道における国際活動の総合的、かつ、中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し、もって、北海道の発展に寄与することを目的とする。

(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流の推進
- (2) 国際相互理解の推進
- (3) 国際協力の推進
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員) 第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- (1) 個人会員
  - ① 一般会員 次の②、③及び④以外の個人
  - ② 学生等会員
  - ③ 主婦（夫）等会員
  - ④ シニア会員
- (2) 法人等会員
  - 2 前項に定める会員の要件並びに会員の入会及び退会に関し、必要な事項は、総会において定める入会及び退会規程（以下、「入会・退会規程」という。）で定める。
  - 3 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格 の取得) 第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会・退会規程に定めるところにより会長に入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担) 第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員は、次の年会費を納めなければならない。

- (1) 個人会員
  - ① 一般会員 1口 5,000円 1口以上
  - ② 学生等会員 1口 2,000円 1口以上
  - ③ 主婦（夫）等会員 1口 2,000円 1口以上
  - ④ シニア会員 1口 2,000円 1口以上
- (2) 法人等会員 1口 10,000円 1口以上

(任意退会) 第8条 会員は、会長に入会・退会規程で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき。

(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総 会

(構 成) 第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。  
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。  
(1) 会員の除名  
(2) 理事及び監事の選任又は解任  
(3) 理事及び監事の報酬等の額  
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認  
(5) 定款の変更  
(6) 解散及び残余財産の処分  
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催) 第13条 総会は、通常総会として毎年度事業終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から総会において選出された者がこれに当たる。

(議 決 権) 第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議) 第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。  
(1) 会員の除名  
(2) 監事の解任  
(3) 定款の変更  
(4) 解散  
(5) その他法令で定められた事項

(議 事 錄) 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。  
2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会員又は理事のうちから総会において選出された議事録署名人2名以上が議事録に記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の設置) 第19条 この法人に、次の役員を置く。  
(1) 理事 25名以上33名以内  
(2) 監事 2名以内  
2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事とする。  
3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任) 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。  
2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務 及び権限) 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めることにより、この法人の業務を分担執行する。  
3 副会長は、会長を補佐する。  
4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務 及び権限) 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期) 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。  
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。  
3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任) 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等) 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において別に定める額の範囲内で、総会において定める役員報酬等規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。  
2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理 事 会

(構 成) 第26条 この法人に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限) 第27条 理事会は、次の職務を行う。  
(1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催及び招集) 第28条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議 長) 第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれに当たる。

(決 議) 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議 事 錄) 第31条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 顧 問

(顧 問) 第32条 この法人に、任意の機関として、顧問 10 名以内を置くことができる。  
2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。  
3 顧問の任期には、第 23 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。  
4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第8章 附 屬 機 関

(附 屬 機 関) 第33条 北海道における国際交流活動の原点となった北方圏構想の精神と成果を将来にわたり引き継いでいくため、附属機関として北方圏センターを置く。  
2 北方圏センターに、センター長を置く。  
3 センター長は会長の兼務とし、専務理事がセンター長の職務を補佐する。  
4 センターの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(国際交流 事業資産) 第34条 この法人に、第 4 条に規定する公益事業を行うために、国際交流事業資産を置く。  
2 前項の資産は、これを処分することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の承認を経て、取崩し、公益事業の費用に充てることができる。

(資産の管理) 第35条 前条に定めるもののほか、この法人の資産の管理について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事 業 年 度) 第36条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び 収支予算) 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告  
及び決算) 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)  
(解散)  
(公益認定の  
取消等に  
伴う贈与)  
(残余財産の  
帰属) 第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第41条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(設置等) 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第12章 補 則

(委任)  
(公告の方法) 第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は札幌市厚別区もみじ台西7丁目6番5号南山英雄、業務執行理事は高橋了とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行のときに変更前の社団法人北方圏センタ一定款第6条第2号に規定する特別会員であった者は、第5条第3項の規定にかかわらず、法人法上の社員とする。

# 北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧

自治体名称	相手自治体名	提携年月	自治体名称	相手自治体名	提携年月
北海道	カナダ・アルバータ州	1980.9	北見市	エリザベス アメリカ・ニュージャージー州	1969.6
	中国・黒竜江省	1986.6		ポロナイスク ロシア・サハリン州	1972.8
	アメリカ・マサチューセッツ州	1990.2		晋州 韓国・慶尚南道	1985.5
	ロシア・サハリン州	1998.6		バーへッド カナダ・アルバータ州	1991.7
	韓国・釜山	2005.12	名寄市	カワーサレイクス(旧リンゼイ) カナダ・オンタリオ州	1969.8
	韓国・慶尚南道	2006.6		ドーリンスク ロシア・サハリン州	1991.3
	韓国・ソウル特別市	2010.10	留萌市	ウラン・ウデ ロシア・ブリヤート自治共和国	1972.7
	タイ・チェンマイ	2013.2		ネベリスク ロシア・サハリン州	1972.9
札幌市	ポートランド アメリカ・オレゴン州	1959.11	稚内市	バギオ フィリピン	1973.3
	ミュンヘン ドイツ・バイエルン州	1972.8		コルサコフ ロシア・サハリン州	1991.7
	瀋陽 中国・遼寧省	1980.11		ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	2001.9
	ノボシビルスク ロシア・ノボシビルスク州	1990.6	根室市	シトカ アメリカ・アラスカ州	1975.12
	大田広域市 韓国	2010.10		セベロクリリスク ロシア・サハリン州	1994.1
	ブルーミントン・ノーマル アメリカ・イリノイ州	1962.1	富良野市	シュラートミンク オーストリア・シュタイヤーマルク州	1977.2
旭川市	ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	1967.11		江別市	グレシャム アメリカ・オレゴン州
	水原 韓国・京畿道	1989.10	苫小牧市	ネーピア ニュージーランド	1980.4
	哈爾濱 中国・黒竜江省	1995.11		秦皇島 中国・河北省	1998.9
	バーナビー カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1965.9	夕張市	撫順 中国・遼寧省	1982.4
釧路市	ホルムスク ロシア・サハリン州	1975.8		ハリファックス カナダ・ノバ・スコシア州	1982.11
	ニューポート アメリカ・オレゴン州	1966.4	函館市	ウラジオストク ロシア・沿海地方	1992.7
紋別市	コルサコフ ロシア・サハリン州	1991.1		レイク・マコーリー オーストラリア・ニューサウスウェールズ州	1992.7
	フェアバンクス アメリカ・アラスカ州	1991.2		ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	1997.9
	ナホトカ ロシア・沿海地方	1966.9		天津 中国	2001.10
小樽市	ダニーデン ニュージーランド	1980.7		高陽 韓国・京畿道	2011.8
	ソウル特別市江西区 韓国	2009.2		キャンベルリバー カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1983.10
	スワード アメリカ・アラスカ州	1968.3		ワニノ ロシア・ハバロフスク地方	1993.6
帯広市	朝陽 中国・遼寧省	2000.11		彭州 中国・四川省	2000.10
	マディソン アメリカ・ウイスコンシン州	2006.10	岩見沢市	ポカテロ アメリカ・アイダホ州	1985.5
	アンカレッジ アメリカ・アラスカ州	1969.4		キャンビー アメリカ・オレゴン州	1989.7
千歳市	ノルウェー ヌスケルー県・コングスベルグ市	1988.8	網走市	ポートアルバニー カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1986.2
	中国 吉林省・長春市	2004.10		韓国・済州特別自治道	2016.1
			北海道	アメリカ・ハワイ州	2017.5

自治体名称	相手自治体名	提携年月
室蘭市	ノックスビル アメリカ・テネシー州	1991.1
	日照 中国・山東省	2002.7
芦別市	シヤーロットタウン カナダ・プリンスエドワード島州	1993.7
滝川市	スプリングフィールド アメリカ・マサチューセッツ州	1993.8
深川市	アボッツフォード カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1998.9
赤平市	三陟 韓国・江原道	1997.7
	汨羅 中国・湖南省	1999.9
士別市	ゴールバーン オーストラリア・ニューサウスウェールズ州	1999.7
登別市	広州 中国・広東省	2002.5
	ファボー・ミッドフュン デンマーク	2007.6
	サイパン アメリカ領・北マリアナ諸島	2006.11
伊達市	レイク・カウチン カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1989.10
	漳州 中国・福建省	2010.4
恵庭市	ティマル ニュージーランド	2008.2
俱知安町	サンモリッツ スイス・グラウビュンデン州	1964.3
積丹町	シーサイド アメリカ・オレゴン州	1966.5
蘭越町	ザールフェルデン オーストリア・ザルツブルク州	1969.10
遠軽町	バストス ブラジル・サンパウロ州	1972.10
	モアラン・アン・モンターニュ フランス・ジュラ県	1998.5
美瑛町	ザールバッハ オーストリア・ザルツブルク州	1973.6
池田町	ペンティクトン カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1977.5
別海町	バッサーブルク ドイツ・バイエルン州	1979.5
上砂川町	スパーウッド カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1980.9
佐呂間町	パー・マ アメリカ・アラスカ州	1980.10
白老町	ケネル カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1981.7
厚岸町	クラレンス オーストラリア・タスマニア州	1982.2
天塩町	ホーマー アメリカ・アラスカ州	1984.4
	トマリ ロシア・サハリン州	1992.7
上川町	ロッキー・マウンテン・ハウス カナダ・アルバータ州	1984.6
鹿追町	ストニー・プレイン カナダ・アルバータ州	1985.8
上富良野町	カムローズ カナダ・アルバータ州	1985.9
陸別町	ラコーム カナダ・アルバータ州	1986.7
当別町	レクサンド スウェーデン・ダーラナ県	1987.10

自治体名称	相手自治体名	提携年月
新ひだか町	レキシントン アメリカ・ケンタッキー州	1988.7
余市町	イースト・ダンバートン・シャイア イギリス・スコットランド	1997.11
遠別町	キヤッスルガーナ カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1989.6
東川町	キヤンモア カナダ・アルバータ州	1989.7
	ルーエナ町 ラトビア・ヴァルミエラ州	2008.7
芽室町	トレシー アメリカ・カリフォルニア州	1989.8
興部町	ステットラー カナダ・アルバータ州	1990.6
足寄町	ウエタスキウイン カナダ・アルバータ州	1990.9
猿払村	オジョールスキイ ロシア・サハリン州	1990.12
せたな町	ハンフォード アメリカ・カリフォルニア州	1991.8
占冠村	アスペン アメリカ・コロラド州	1991.8
本別町	ミッチエル オーストラリア・ビクトリア州	1991.9
壯瞥町	ケミヤルヴィ フィンランド・ラップランド県	1993.5
美深町	アシュクラフト カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1994.7
沼田町	ポートハーディ カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1994.9
奈井江町	ハウスヤルビ フィンランド	1995.4
鷹栖町	ゴールドコースト オーストラリア・クイーンズランド州	1997.11
豊頃町	サマーランド カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州	1996.6
広尾町	フログン ノルウェー・アーケシュフース県	1996.10
枝幸町	ソレフテオ スウェーデン・ベステルノルラン県	1996.11
清里町	モトエカ ニュージーランド・タスマニア地区	1997.9
美幌町	ケンブリッジ ニュージーランド・ワイパ地区	1997.10
七飯町	コンコード アメリカ・マサチューセッツ州	1997.11
湧別町	ホワイトコート カナダ・アルバータ州	1998.7
	セルウイン ニュージーランド	2000.7
下川町	ケノーラ カナダ・オンタリオ州	2001.2
弟子屈町	南丘 中国・河南省	2005.9
	泗水 中国・山東省	2005.1
	濱州一濱減区 中国・山東省	2005.1
剣淵町	パルカマヨ区 ペルー・フニン県	2011.7
	タルマ市 ペルー	2015.9
大樹町	大樹區 台湾・高雄市	2015.9
津別町	二水鄉 台湾・彰化県	2012.10
白糠町	烏來區 台湾・新北市	2017.7

## 道内外外国公館

公館名	住所	電話番号	開設年月
在札幌アメリカ合衆國総領事館	〒064-0821 札幌市中央区北1条西28丁目	011-641-1115～7	昭和27.6
駐札幌大韓民国総領事館	〒060-0002 札幌市中央区北2条西12丁目1-3	011-218-0288	昭和41.6
在札幌ロシア連邦総領事館	〒064-0914 札幌市中央区南14条西12丁目2-5	011-561-3171～2	昭和42.10
	函館支部 〒040-0054 函館市元町14-1	0138-24-8201	平成15.9
駐札幌中華人民共和国総領事館	〒064-0913 札幌市中央区南13条西23丁目5-1	011-563-5563	昭和55.9
在札幌オーストラリア領事館	〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目2 札幌センタービル17階	011-242-4381	平成4.12
カナダ政府 札幌通商事務所	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目 日興ビル5階	011-281-6565	平成17.12

## 道内名誉領事館

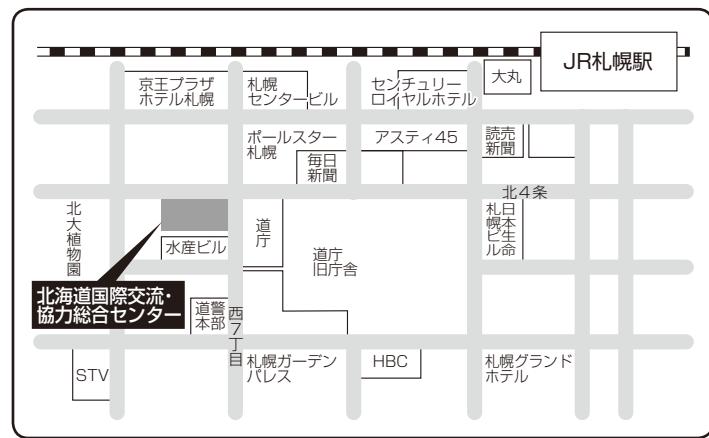
領事館名	住所	代表者	開設年月
在札幌インドネシア共和国 名 誉 領 事 館	〒060-0042 札幌市中央区大通西7丁目3-1 北海道ガス(株)内 011-207-2100	名譽領事 佐々木 正丞	昭和44.12
在札幌フィンランド共和国 名 誉 領 事 館	〒064-8610 札幌市中央区南13条西11丁目2-32 (株)アーツ内 011-530-6012	名譽領事 横山 清	昭和48.8
在札幌ドイツ連邦共和国 名 誉 領 事 館	〒060-8606 札幌市中央区北1条東4丁目8-1 サッポロファクトリーフロンティア館 サッポロビール(株)北海道本社内 011-251-4174	名譽領事 生方 誠司	昭和55.5
在札幌フィリピン共和国 名 誉 領 事 館	〒063-0841 札幌市西区八軒1条西1丁目2-10 011-614-8090	名譽領事 戸部謙ルイス	昭和58.6
在札幌チリ共和国 名 誉 領 事 館	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1 加森ビル3 011-232-0639	名譽領事 加森 公人	平成6.6
在札幌カナダ 名 誉 領 事 館	〒064-0820 札幌市中央区大通26丁目1-3 ポセイドン円山2階 カナダプレイス 011-643-2520	名譽領事 井原 慶児	平成8.11
在札幌スペイン国 名 誉 領 事 館	〒060-0003 札幌市中央区大通西3丁目7 株式会社北洋銀行内 011-219-7721	名譽領事 横内 龍三	平成11.1
在札幌リトアニア共和国 名 誉 領 事 館	〒060-0042 札幌市中央区大通11丁目4 大通藤井ビル2F 011-221-3939	名譽領事 藤井 英勝	平成16.7
在札幌メキシコ合衆国 名 誉 領 事 館	〒004-0879 札幌市清田区平岡9条1-1-6 011-883-8400	名譽領事 星野 恭亮	平成18.9
在札幌ニュージーランド 名 誉 領 事 館	〒001-0038 札幌市北区北38条西2丁目1-26 011-802-9272	名譽領事 青木 雅典	平成18.10
在札幌フランス 名 誉 領 事 館	〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目8-2 SRビル3階 011-222-3572	名譽領事 古野 重幸	平成19.11
在釧路ベトナム社会主義共和国 名 誉 領 事 館	〒085-0847 釧路市大町1丁目1-10 大町ビル4階 0154-44-1040	名譽領事 中島 太郎	平成22.11
在釧路ミクロネシア連邦 名 誉 領 事 館	〒084-0905 釧路市鳥取南5丁目12-5 サイタスピル2階 0154-61-5151	名譽領事 栗林 延次	平成22.12
在札幌グアテマラ共和国 名 誉 領 事 館	〒001-0019 札幌市北区北19条西3丁目なごやビル 名越税務会計事務所内 011-716-7412	名譽領事 名越 隆雄	平成23.4
在札幌ノルウェー王国 名 誉 領 事 館	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 011-231-1322	名譽領事 横浜 慶彦	平成8.1
在札幌カンボジア王国 名 誉 領 事 館	〒060-0004 札幌市中央区北4条西11丁目SOCビルディング2F 011-231-6547	名譽領事 滝沢 靖六	平成19.6

領事館名	所在地	代表者	開設年月
在 札 帽 ア イ ル ラ ン ド 名 誉 領 事 館	〒007-0846 札幌市東区北46条東17丁目2-23 (株)ディンプレックス・ジャパン内 011-783-8011	名誉領事 笠間 聖司	平成 24.11
在 札 帽 デ ン マ ー ク 王 国 名 誉 領 事 館	〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1 北海道銀行内 011-233-1256	名誉領事 堰八 義博	平成 25. 2
在 札 帽 モ ン ゴ ル 国 名 誉 領 事 館	〒060-0004 札幌市中央区北4条西16丁目1 第一ビル8階 011-611-2626	名誉領事 武部 勤	平成 26. 6
在 室 蘭 パ プ ア ニ ュ ー ギ ニ ア 名 誉 領 事 館	〒051-0023 室蘭市入江1番19号 株式会社栗林商会内 0143-24-7011	名誉領事 栗林 和穂	平成 27. 9
在 札 帽 タ イ 王 国 名 誉 領 事 館	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2-1 011-251-3212	名誉領事 小澤 正明	平成 29. 2
在 江 別 フ ィ ジ イ 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒067-0022 江別市江別太305-15 (株)北翔内 011-382-8459	名誉領事 清水 誓幸	平成29.10

## 在日大使館(北方圏交流及び南米圏交流に關係する国々)

大使館名	住 所	電話番号
アルゼンチン共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布2-14-14	03-5420-7101
ブラジル連邦共和国大使館	〒107-8633 東京都港区北青山2-11-12	03-3404-5211
カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂7-3-38	03-5412-6200
中華人民共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布3-4-33	03-3403-3388
デンマーク王国大使館	〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町29-6	03-3496-3001
フィンランド大使館	〒106-8561 東京都港区南麻布3-5-39	03-5447-6000
ドイツ連邦共和国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布4-5-10	03-5791-7700
大韓民国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布1-2-5	03-3452-7611
モンゴル国大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町21-4	03-3469-2088
ノルウェー王国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布5-12-2	03-6408-8100
パラグアイ共和国大使館	〒102-0082 東京都千代田区一番町2-2 一番町第2TGビル7階	03-3265-5271
ロシア連邦大使館	〒106-0041 東京都港区麻布台2-1-1	03-3583-4224
スウェーデン大使館	〒106-0032 東京都港区六本木1-10-3-100	03-5562-5050
英國大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町1	03-5211-1100
アメリカ合衆国大使館	〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5	03-3224-5000
欧洲連合代表部	〒106-0047 東京都港区南麻布4-6-28	03-5422-6001

(平成30年8月1日現在)



# 2018 年報

発行年月 平成30(2018)年8月

発行・編集 公益社団法人  
**北海道国際交流・協力総合センター**

印 刷 旭プリント株式会社